

議案第19号

市道路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定により、次の路線を廃止するため、
同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

宇治市長 松村 淳子

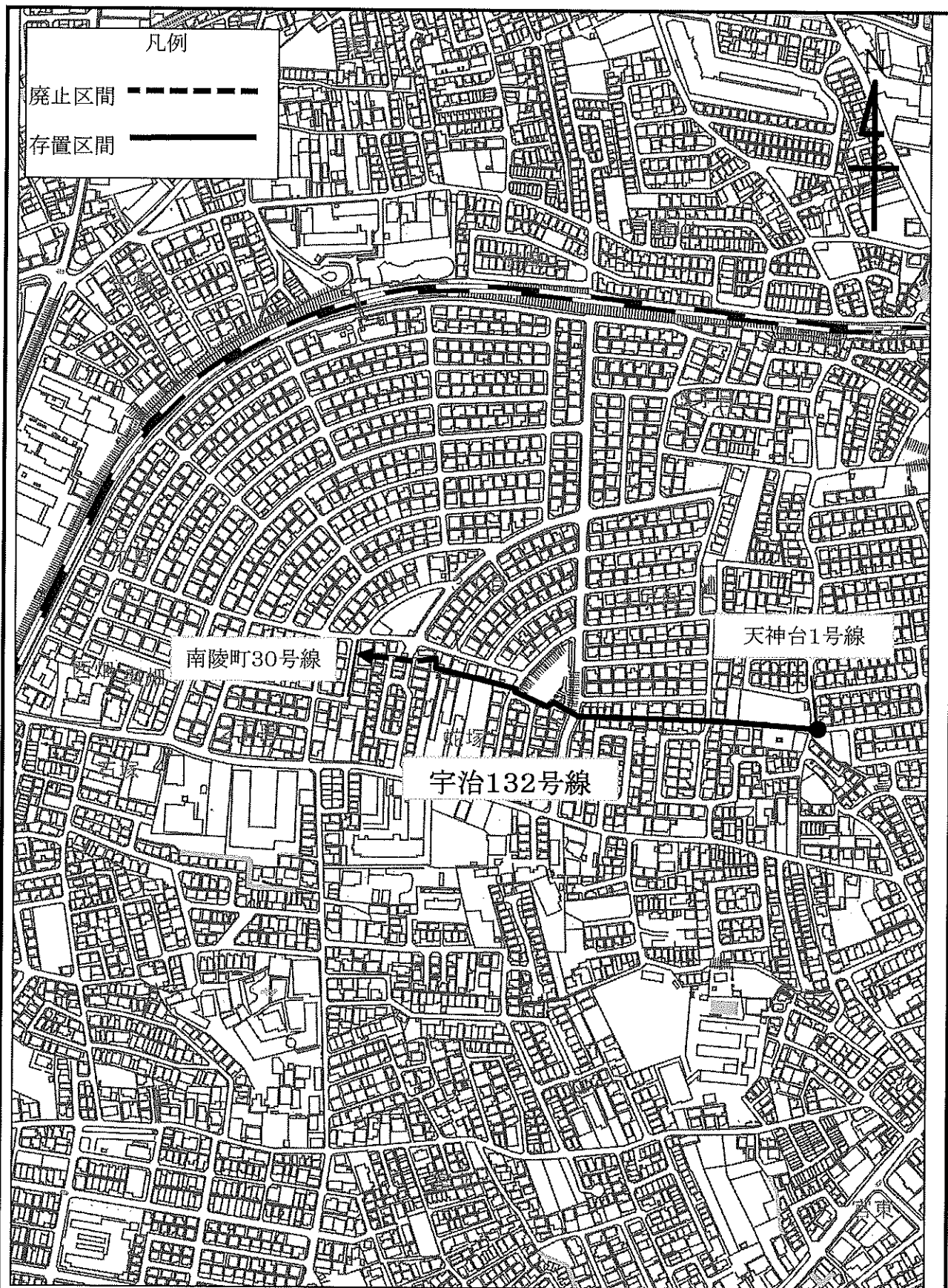
記

路線名	区間	摘要
宇治132号線	小倉町奥畑47番地の6先 南陵町二丁目2番地の7	一部廃止

(提案理由)

当該路線は、一般通行の用に供していないため、廃止しようとするものであります。

位置図(一部廃止)



市道	宇治132号線	延長	56.0 m	備考
起点	小倉町奥畑47番地の6先	最小幅員	0 m	一部廃止 (未供用部分)
終点	南陵町二丁目2番地の7	最大幅員	0 m	

縮尺:1:5000